

学費減免制度の確立のために

今年度の団体交渉において、組合は教職員の一時金の一部（約0.1ヶ月分）を経済的に困窮する学生の支援に充てることに同意しました。この背景には、本学において、経済的な理由で退学を余儀なくされ、あるいは除籍処分される学生が毎年約100名近くに上っている実態があります。

経済同友会は2010年3月26日に発表した「経済格差を教育格差に繋げないために高等教育の機会均等に向けて」において、奨学金の充実と授業料の減免制度、そして大学の授業料に関する税の控除制度の制定と、企業による奨学金制度の整備や回収についての協力などを提言しています。

この提言において授業料の減免制度と奨学金制度は異なる目的の下に制定されるべき制度として位置づけられています。授業料の減免は生活困窮学生への支援を行う制度であり、奨学金は学生生活を勉学中心に転換するためのものであって、この両者が車の両輪のような役割を果たすことで、高等教育の機会均等が実現に一歩近づくと言えます。本来的には学費無償（入学金、施設設備費などを含む）が望ましいのではありますが、当面は学生の経済的な状況に対応する制度（一定年収以下の家庭からきた学生には授業料の減免を行う）を導入することが必要です。文部科学省も、こうした状況を把握しているようで、2011年度予算案の中に、授業料減免事業に対する補助金（特別補助の一部）として49億円を要求、昨年度より9億円増になっています。国立大学においては225億円と、昨年度より29億円増の要求となっています。このように、授業料の減免措置は国の補助事業の対象と考えられているのです。

従って、私学においては、こうした国の補助制度に対応した授業料の減免制度を整備する必要があります。確かに私立大学一般においては、国公立大学ほど授業料の減免制度が整備されているとは言い難い状況にあります。しかし、近年、上智大学や明治大学など、こうした授業料の減免制度を整備している大学が出てきています。

奨学金制度の充実は学生生活を勉学中心に転換する意味で重要です。大学生協連のまとめによると、今年度の大学生への親からの仕送り額は18年前の1983年度のレベル、つまり6万円台に落ちているという報道がなされました。他方、アパートなどの賃借料は当時の2倍を超えています。その結果、学生はアルバイトで生活を支えなければならない状況に置かれています。山崎学務局長によれば、本学においては全学生数の4割弱がなんらかの奨学金を受給しているということでした。現状では多くの奨学金に返還義務があり、現実には卒業後の返済負担を恐れて受給を回避する学生もいることを考慮すると、本学において奨学金を必要とする学生が占める割合は非常に大きいと推測されます。アルバイトに追われることなく勉学に専念できるように、奨学金制度のさらなる整備、充実が求められています。

学生が安心して大学で勉学に励むことができるよう、授業料の減免制度の確立と、奨学金制度の充実をめざすべきだと考えます。授業料の減免制度は教育格差を是正する上で非常に大きな役割を果たします。この3月から授業料減免に関する検討委員会が発足する予定ですが、新入生が大学で心おきなく学べるように制度の整備は急務です。（H・N）

環境創造学部における犯罪行為に思う - 事件の徹底的検証のために(2) -

前号『桐』では、環境創造学部で引き起こされた領収書偽造・改竄事件に対する同学部教授会の対応について検証すべき課題を論じました。今回は犯罪疑惑の解明に向けたこの間の学園・大学執行部の取り組み方に関して、検証が必要な問題点をいくつか指摘したいと思います。

検証すべき第一の課題は、文部科学省の指示を受けて2009年8月に設置された学園の調査委員会が行った調査の実態に関わります。理事会は調査委員会の報告を受け、同年12月、文科省に調査結果を報告しました。この報告書は公表されていないため、詳細を知ることはできません。ただ、組合に対しては12月11日、学長・両常務理事により調査結果の概要の説明があり、この説明内容については新入生キャンプの残金に係る学園内部監査の報告と併せて次の12月16日の理事会で承認を得る予定であるとの意向が示されました。（学園・大学が教員に郵送した2010年12月24日付け理事長・学長名文書には文科省への報告は12月2日に行われたと記されています。文科省への報告は理事会の承認なしに行われたのでしょうか。また新入生キャンプ残金については文科省にいつ報告されたのでしょうか。疑問が残ります。）文科省への報告内容はともかく、組合に対する説明は概略、（1）過去2年間の学科予算について出版物費に關わる支出（401万円）を調査した、（2）提出された領収書がいずれも偽造であることが判明した、（3）領収書の偽造は「仲介業者」が行ったものであり、教員（刑事告訴・懲戒解雇がなされた前学部長、以下S元教員と記す）から「仲介業者」への支払いはネット銀行の口座に適正になっていた、（4）偽造領収書に關わる物品の納入に関しては、次のDVDを除き現物の所在を確認した、（5）未納入の物品はDVD25巻（約21万円）であり、納品書記載の「発行元」に問い合わせたところ、当該DVDは架空のものであることが判明した、（6）「仲介業者」とは所在不明で連絡を取れない状況にある、（7）偽造領収書に基づく取引において「実害はなかった」ことが確認された、（8）新入生キャンプに關わる偽造領収書問題については学園の内部監査で調査する、という内容でした。（『桐』2009年12月18日号をご参照下さい。）

調査結果の核心部分、すなわち上記（3）（4）（7）が真実から大きくかけ離れていたことは今や明白です。調査委員会はどうして（3）の「仲介業者」への支払いが適正に行われていたとの結論を下したのでしょうか。調査委員会自らがネット銀行への照会を行ったうえでの結論だったのでしょうか。それともS元教員が提出した書類などをそのまま信用したのでしょうか。現実には口座も振り込みの事実もなかった以上、恐らく後者であったろうと推測されますが、そうであるとすれば、調査委員会の態度はあまりにナイーヴと言わざるを得ません。調査委員会は提出書類の真贋をどのようにチェックしたのでしょうか。もしチェックできなかつたとすれば、少なくとも結論を留保するのが筋だと考えますが、それをあえて「支払いが適正になされていた」と結論づけた理由・根拠は一体何だったのでしょうか。調査委員会の中に学部長理事に対する「遠慮」その他の何らかの先入見があったとすれば、由々しき問題であると言わねばなりません。

そして、対外的に重大な意味を持つ事柄ですが、文科省に対してはどのような報告をしたのでしょうか。よもや「ネット銀行に照会して当該口座への振り込みを確認した」あるいは「ネット銀行から当該口座の取引明細について説明を受けた」といった趣旨の報告をしたとは思えませんが、記述の仕方によっては欺罔行為にもなりかねないだけに、文科省への報告書と理事会の態度の厳格な検証が求められます。

また（4）と（7）の物品の納入状況の確認では、調査委員会は本当に現物を確認する作業を行ったのでしょうか。組合に対する学長説明会では、調査委員会として現物の所在を確認したとの説明がなされました。もしこれが事実であるとすれば、今回S元教員に対する刑事告訴に際して学園が示した被害額の中には現物が存在する物品の金額が含まれていることになりますが、実際はどうなのでしょうか。第三者委員会による物品の納入状況確認と調査委員会のそれとでは何がどう違っていたのでしょうか。率直なところ、ここでは調査委員会による調査の杜撰さを疑わざるを得ません。以上の点につき調査の実態について徹底的な検証が必要です。

第二の問題は、調査委員会の構成についてです。調査委員会の5人のメンバーには、当事者たる環境創造学部で2008年度まで学部長を務めていた教員が含まれていたと聞き及びます。同学部では2008年度末、新入生キャンプに関する会計処理について偽造領収書問題が提起された時、すでに教授会は「問題なし」との結論を下していました。この出来事はこの元学部長の責任下で生じたのです。そして学科予算に関しても、領収書

偽造の疑惑が指摘されたにもかかわらず、それを真剣に取り上げることなく逆に「封殺」する姿勢をとり、そのまま今回起訴された前学部長の任期が始まりました。理事会はこうした事実をまったく知らないまま、この元学部長を委員に選定したのでしょうか。文科省から調査を指示された2009年8月、理事会が環境創造学部での上述の出来事について元学部長から説明を受けなかったとは想定しにくいのですが、どうなのでしょう。もし元学部長がこの時、こうした経緯を報告しなかったとすれば、その誠意に疑問を持たざるを得ません。さらに言えば、たとえ知らなかつたにしても、調査対象となった2年間の学科予算の支出に責任を負う学部長を調査委員に選定することは、およそ世間の常識から逸脱する行為と批判されてもやむを得ないでしょう。少なくとも領収書の偽造が事実として確定された9月の時点で、元学部長は当時の会計処理の責任者である以上、委員から外されるべきでした。調査委員会と理事会はこの点についてどう説明するのでしょうか。そして、万一この元学部長を通じて物品の納入状況を確認する作業が行われたとすれば、調査のあり方については何をか言わんやです。理事会と調査委員会に「臭いものには蓋」という感覚があったとは思いたくありませんが、そのような疑いを払拭するためにも委員の人選について説明と検証が求められます。

第三に新入生キャンプに関する学園の内部監査についてです。この内部監査の結果は組合の再三の説明要求にもかかわらずまったく明らかにされていませんので、ここでは疑問を記すに留めます。内部監査では、購入したとされる物品は現物の存在を確認できたのでしょうか。それとも現物を確認できない物品があったのでしょうか。第三者委員会による調査結果と齟齬はなかったのか、内部監査の実施状況について検証する必要があるのではないかでしょうか。もし、現物を確認できなかった「納品」が存在したとの報告内容であった場合、それを受けた理事会はどのような措置を講じたのでしょうか。あるいは講じることを検討したのでしょうか。

最後ながら最大の検証課題として、第三者委員会の設置に至るまでの理事会の基本姿勢を挙げなければなりません。組合はこれまで一貫して、学内での偽造領収書使用という犯罪行為に対して刑事告訴ないし告発といった決然たる態度をとるよう求めてきました。それは、ネット銀行を通じた「取引」の実態など、事件の全容を解明するうえでも不可欠であると考えたからに他なりません。しかし理事会・大学執行部は「実害はなかった」との理由で、これに否定的な態度をとり続けました。これは、犯罪行為を事実上黙認する姿勢であったと評されてもやむを得ないのでしょうか。

一体、理事会は2009年12月、文科省に対し、事件解明と犯罪への対応措置についてどのような方針で臨むと報告したのでしょうか。組合に対する学長説明会での説明から推察する限り、この点についての方針を理事会は文科省に示さなかつたのではないかと思われます。もしこの点についての方針を示さず、他方で物品調達上の改善措置と再発防止策を謳うに留めたとすれば、理事会はこの時点までの調査で領収書偽造問題に決着をつけようとしたと疑われてもやむを得ないのでしょうか。文科省への報告内容を点検し、理事会の姿勢について検証する必要があります。

関連してもう一点指摘します。理事会は文科省に、「領収書を偽造した仲介業者」が所在不明のため、これまで本人からの事情聴取その他の調査を行うことができなかつた旨を報告書に記したのでしょうか。これは些末なようですが、調査の内実と犯罪への対応に関わる重要な問題です。もし記したとすれば、「仲介業者」への今後の対応と事件の全容解明に向けた方針を明確に示さざるを得ないでしょう。領収書の偽造者が所在不明のままで、それに対する方針を述べない報告書が体をなさないのは明らかだからです。逆に、もしこの点を明記しなかつたとすれば、調査委員会と理事会はその理由を明確に示す必要があります。悪意をもって勘ぐれば、件の「仲介業者」が所在不明のままで到底一件落着とならない以上、理事会はこの問題に決着をつけるため、これを文科省に報告しなかつたとも考えられます。いずれにせよ、今後の検証を待ちたいと思います。
(K・U, R・M, H・N)

2011 春闘方針についてのご意見をお寄せください

2011 春闘要求に関する組合へのご意見・ご要望をおきかせください。春闘アンケートの回答としてお示しくださったこと以外も大歓迎です。お気軽にご連絡くださいますようお願いいたします。